

事務所ニュース



平成 28 年 4 月号

◆ トピックス

○ 平成 28 年度は雇用保険料率が変わります

平成 28 年 4 月からの雇用保険料率が引き下げとなりました。給与計算の際は、ご注意ください。

事業種類	保険料率	事業主負担	従業員負担
一般	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産 清酒製造	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

変更後



事業種類	保険料率	事業主負担	従業員負担
一般	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産 清酒製造	13/1000	8/1000	5/1000
建設	14/1000	9/1000	5/1000

・労災保険料率は、一般拠出金を含め、変更ありません。

○ 通勤手当の非課税限度額 10 万円→15 万円へ

3 月 31 日の官報の特別号外で通勤手当の 1 ヶ月当たりの非課税限度額が 15 万円（改正前 10 万円）に引き上げられることが正式に広告されました。平成 28 年 1 月 1 日以後に受ける通勤手当に遡って適用されます。該当するケースは少ないかもしれませんが、就業規則等に「通勤手当の上限は非課税限度額（10 万円）」などの記載がある場合は修正が必要です。

○ 労働時間の把握に「IC 定期券等」の利用も

平成 26 年 11 月に過労死等防止対策推進法が成立し、長時間労働、過重労働、これによる健康障害発生の問題が注目されています。このような中、厚生労働省大臣官房審議官から、都道府県労働局長宛に 2 月 12 日「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」という通達が出されました。過労死等の労災事案に対する適切な運営等を指示、来年

度の新規相談員の体制等を通知したのですが、労働時間の把握方法の記載がありました。これまでも労災の認定において、労働時間が把握できないことがあり、勤務するビルの入退館の記録等が参考にされることがありましたが、通達では「IC 定期券等の乗車記録の確認を行う」ことが例示としてあげられています。～過労死等事案においては、実労働時間の把握が重要であることから、タイムカード等の実労働時間と直結する資料が得られない場合については、同僚、取引先や家族からの聴取に加えて、監督担当部署と協議しつつ、事業場建物への入退館記録、パソコンによる作業履歴等の分析、IC 定期券等の乗車記録の確認を行う等、労働時間の迅速・適正な把握を行うこと～電車等の乗降車時刻と、出勤時刻との差を調査対象とすることになります。

◆ 人事労務研究室

○ 日本 IBM の解雇無効 元社員 5 人が勝訴

個人の「業績不良」を理由に日本 IBM を解雇された 40～50 代の元社員 5 人が、根拠のない不当な解雇だとして地位確認などを求めた訴訟の判決で、東京地裁（吉田徹裁判長）は 3 月 28 日、全員の解雇を無効と判断し、同社に未払い賃金の支払いを命じました。吉田裁判長は「業務を任せられないほどではなく、職種転換や降格などの手段を講じていない解雇は権利乱用に当たる」と述べました。一方、労働組合員を狙い撃ちした不当労働行為だとする原告側の主張は退けました。5 人は営業の後方支援や社内システム関連などの業務に従事していましたが、平成 24 年～25 年に「業績が低い状態にあり、改善の見込みがない」として解雇されました。日本 IBM は「主張が認められず誠に遺憾。判決内容を精査し、今後の対応を検討する」と話しています。

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-13-5 鈴木ビル 3F

TEL: 03-5919-1230 FAX: 03-5935-7220

E-Mail: info@suzuki-consultant.com

URL: http://suzuki-consultant.com/